

■愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問内容	質問回答
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	3	2	(1)	ア	(イ)			事前調査についての想定エリアがございましたらご教示いただけませんか？棄損等を及ぼす恐れがある範囲を事業者にて選定するという理解で宜しいでしょうか？	周辺家屋調査については、工事方法や工事車両の経路等の検討に必要な範囲を総合的に判断して、特定事業者で調査範囲を決定してください。
2	4	2	(2)	ア				事業用地範囲を正確に把握するため、正確な敷地面積をお教えてください。(CAD求積上は、8,314.50㎡)	配布資料を参考に机上で計測してください。
3	4	2	(2)	ア				「建築基準法第86条の認定を受けている」とありますので、その概要(範囲、敷地面積、延べ床面積、建物数)のわかる資料をご提示いただけますか。また、本申請の際は、86条の2の認定を取得すればよろしいのでしょうか？もしくは、当該敷地のみ分離して単独で建築確認を受けてもよろしいですか？	平成8年増築時の資料を公表します。今回事業では建築基準法第86条の2の認定を申請してください。なお、将来建築基準法第86条の5による申請(団地認定の取消し)が可能となるよう、事業用地内において建築基準法関係規定を満たす計画としてください。
4	8	3	(2)					「県の整備方針(添付資料03)…」を踏まえた計画とありますが、図上の「将来敷地内通路」とは歩行者専用(車は通らない)ですか？また、「児童遊園等」の部分が駐車場になることはありませんか？本計画において、大きな影響があるかと思っておりますのでお教えてください。	「将来敷地内通路」は歩行者専用(緊急車両等を除く)を想定しています。「児童遊園等」は、あくまで現時点での想定です。
5	8	3	(2)					「添付資料03」について、北西角は整備方針が示されていませんが、想定や計画があればお教えてください。	現時点では未定です。
6	10	4	(1)					「建替え集会所及び附帯施設等の整備に当たっては、県及び自治会等とよく協議すること」とありますが、入札書等の提出までの期間に自治会に意見を聞く機会をご用意いただけますでしょうか。	事業提案書提出までの期間の協議は不要です。事業開始後、基本設計及び実施設計時によく協議してください。
7	10	4	(2)	ア				特定寝室は、住宅性能表示制度の基準に基づき、幅2m以上のふすま等で仕切られた2室で内法9㎡を満足する計画でも良いですか。	間仕切りのない1室で内法で9㎡以上としてください。
8	11	4	(2)	ア				ピロティ等の開放的な空間は、建替住棟内でなく、集会所に併設させることは可能でしょうか？	要求水準書記載のとおり、将来用途変更可能な空間は、建替住棟の共用部分に設置してください。
9	11	4	(2)	イ	(ア)			床面積180㎡程度とあるが、添付資料05より、野並住宅集会所の諸室である集会室と談話室兼事務室の面積は今回、岩田住宅集会所諸室の必要面積に足りておらず、面積を増やすと既定の床面積を大きく超えてしまうがいかか。	建替集会所の床面積は180㎡程度としてください。添付資料05の県営野並住宅集会所の平面図は、参考事例です。
10	11	4	(2)	イ	(イ)			車いす使用者用便所とは、県営住宅設計基準に記載(p.13)がある身障者用便所と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。
11	12	4	(2)	ウ	(イ)			介護者専用駐車場は建替住棟の整備と同時に利用できるような計画することとあるが、住民の使い勝手を考慮した結果、同時に設置ができないと判断した場合、仮設での対応は可能か。	仮設での対応も可能とします。
12	12	4	(2)	ウ	(イ)			現状、事業用地内の駐車台数(現状停まっている台数)はいくつか。また、1期の工事では現状、停まっている台数分は確保できないとみられるがいかか。	現在の事業用地内の駐車台数は64台です。第1工区所有権移転・引渡し時には、事業用地外で駐車場を確保します。第2工区所有権移転・引渡し時に必要台数の駐車場を整備できるようにしてください。
13	12	4	(2)	ウ	(キ)			事業用地内の受水槽・ポンプ室西側にある掲示板の所有者を明確にいただけますでしょうか。	掲示板は県の所有です。

■愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業 別紙に関する質問に対する回答

No	別紙	該当箇所							質問内容	質問回答
		頁	編	章	数	(数)	カナ	(カナ)		
1	2	13	Ⅱ	1	1	(2)			Ⅱ. 建築編 第1章-1.-(2)集会所：身障者が住居する団地及び地域関連型補助を受けた集会所かどうかをご教示いただけますでしょうか。	今回事業における建替集会所は、身障者の居住及び地域関連型補助の有無に関わらず、車椅子使用者用便房を設けてください。
2	2	13	Ⅱ	1	1	(2)			Ⅱ. 建築編 第1章-1.-(2)集会所：要求水準書にある車いす使用者用便房は、身障者が住居する団地及び地域関連型補助を受けた集会所の場合、身障者用便所と考えるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	27	Ⅲ	6	2	(3)			第6章-2.-(3)インターネット回線設備：住戸内のインターネット回線用設備の設置場所を、収納面積としてみることは可能でしょうか。	住戸内にインターネット回線用設備（ルーター置場等）を設ける場合は、収納面積の一部とすることも可能とします。
4	2	31	Ⅳ	3	3	(4)			受水槽及び災害時非常水源の想定人数は今回建替える新築住棟の人員を基準として考えれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	2	34	Ⅳ	13	2	(1)			エレベーターについて、設置台数は県営住宅エレベーター設置台数一覧表より決定、2台設置する場合、1台はトランク付、もう1台は9人乗り（トランク付）又は13人乗りとするとあるが、13人乗りはトランクはなしという解釈でよろしいか。 また、別紙資料14より、地元自治会等と協議が整った場合は13人乗りとあるが、2台共、13人乗りとしても問題ないか。 事業者決定前に自治会長と協議に行くことは可能か。	エレベーターの13人乗りはトランクなしとし、2台設置する場合はうち1台を13人乗りとしてください。県と自治会で協議済みです。

■愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業 別紙資料に関する質問に対する回答

No	別紙資料	該当箇所							質問内容	質問回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	04								8音環境(8-1)重量床衝撃音対策の備考欄で、「ボイドスラブ厚は22cm以上とする。」とありますが、ボイドスラブを採用することが必須でしょうか。	ボイドスラブの採用は必須ではありません。

■愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業 添付資料に関する質問に対する回答

No	添付資料	該当箇所							質問内容	質問回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	02								事業用地内外の地盤高さをご提供いただけないでしょうか。	ウェブページにて公開した図面以外はありません。
2	03								事業用地の東側及び北東側に接している団地内道路は、将来の県の整備方針では歩行者動線とありますが、市認定道路とする可能性はありますでしょうか。	豊橋市認定道路とする予定はありません。
3	06	5							事業用地内に高圧電路が埋設されていることはありませんか。	添付資料06 事業用地インフラ関係現況図(参考) を参照ください。

■愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問内容	質問回答
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	10	Ⅱ						<p>※1 (b)施工規模において、「1棟あたりの…」とありますが、この規模だと長大住棟となるため、あえて複数棟で構成することもあるかと思えます。なので、同敷地で同時期に施工された場合は、複数棟合計でお示しの住戸数、面積以上のものであればよろしいですか。</p>	<p>施工規模の住戸数及び延べ面積については、1契約で複数棟の建物構造を満たす建築工事の実績がある場合でも、住戸数及び延べ面積の合計は認めません。</p>

■愛知県営岩田住宅PFI方式整備事業 その他に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問内容	質問回答
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1								工事費算出の為、再度、現地調査を設定頂くことは可能でしょうか？	入札までの期間に、現地説明会等の開催を再度行う予定はありません。